

平成 31 年 4 月吉日

透析技術認定士の皆様

透析療法合同専門委員会

委員長 篠田 俊雄

認定登録料・更新手数料等値上げについて（お知らせ）

認定士の皆様におかれましては、日ごろから本委員会の諸活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本委員会は昭和 55 年に第 1 回認定試験を実施して以来、毎年、認定講習会、認定試験を実施し、合格者の認定登録ならびに認定証を発行しているところです。

この間、年々認定士数も増加し、平成 23 年からは透析技術のさらなるレベルアップと生涯教育の促進を図るために「認定更新制度」を導入し、ホームページの開設、登録情報の変更、認定更新手続き、さらには、講習会等がマイページから申し込めるようにするなど、認定士の皆様の利便性の向上等に取り組んでまいりました。

しかしながら一方では、諸活動の充実に伴い財政需要は年々大きくなり、本委員会の運営につきましても、今後大きな負担が生じることが予想されます。

これまで認定士の皆様の負担を最小限とするために、昭和 55 年から 40 年間、認定登録料あるいは認定証再発行手数料を値上げせず据え置いたままでございましたが、今後も諸活動をさらに充実、発展させるためには安定した財政基盤の確立が課題であり何らかの対策をとらなければならず、平成 31 年 4 月より下記により止むを得ず値上げに踏み切らせていただく次第です。

認定士の皆様には負担増とはなりますが、本委員会が諸活動をさらに充実させ、認定士の皆様や社会に一層の貢献ができるよう、今回の値上げにご理解をいただくとともに、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 認定登録料：改正後 5,000 円（改正前 3,000 円）
2. 更新手数料：改正後 5,000 円（改正前 3,500 円）
3. 認定証再発行手数料：改正後 3,000 円（改正前 2,000 円）

以 上